

成年後見制度利用促進事業公募型プロポーザル説明書

奈良県福祉医療部医療・介護保険局地域包括ケア推進室

1 趣旨

地域で暮らす高齢者等の権利擁護に資するため、各市町村の高齢者権利擁護担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会等を対象に、成年後見制度に関する相談支援、普及啓発活動等を推進する取組や基盤整備への支援を行います。また、市町村における成年後見制度利用促進の体制整備を中心となって推進する中核機関の設置に対し支援を行います。

本業務の受託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することとします。

2 業務概要

(1) 名称

成年後見制度利用促進事業

(2) 委託料上限額

4,017,000円

(3) 業務内容

別紙「成年後見制度利用促進事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に示す内容の業務を実施していただきます。

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

(5) 留意事項

本業務の実施については、令和6年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託料の金額、委託期間等を見直したうえで再募集を行う場合があります。

なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を請求することはできません。

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q7諸サービス」に登録をしている者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (3) 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

4 提出書類

別紙「様式1」を表紙とする企画提案書類（A4版）7部（正本1部、副本6部）

※様式は任意とするが、企画提案書には以下の内容を含むこと。なお、審査は、企画提案者の企業・団体名等を伏せて匿名で実施することから、副本には、企画提案者の企業・団体名等が判別できる記載及び用紙の使用をしないこと。

(1) 業務遂行体制

- ① 本委託業務を適切かつ確実に遂行するために配置する予定の人員・組織体制
- ② 配置予定の成年後見推進専門員（コーディネーター）等、業務に従事する人員の氏名、

経歴、実績及び保有資格

③ 本委託業務の実施スケジュール

(2) 業務実施内容

仕様書に定める業務内容に係る以下の事項を踏まえた提案をすること。

なお、成年後見制度の利用促進や高齢者の権利擁護に係る事業の取組実績（国や地方公共団体等から業務を受託し適正に完遂した実績等）がある場合はそれを活かした効果的な提案をすること。

① 相談窓口について

窓口の開所場所、開設日時、相談体制（対応人員等）についての提案

② 成年後見制度の利用促進に向けた基盤整備について

ア 市町村が抱える課題等を踏まえた研修会の研修計画及び研修内容とその考え方

イ 弁護士や司法書士等の専門職との連携についての手法、選定等の考え方

ウ 法人後見実施団体に対する活動支援及び連携促進についての具体的な提案

エ 市町村における市民後見人の活動に対する支援体制の整備に向けた検討会について、具体的に計画・内容が記載されたもの

③ 複数市町村による中核機関の設置に対する支援について

ア 中核機関の設置に向けた検討会について、具体的に計画・内容が記載されたもの

イ 中核機関の設置に向けた検討会におけるアドバイザー候補者の氏名・所属・経歴

(3) 個人情報保護等情報管理体制

個人情報保護などのコンプライアンス方針

※個人情報等の管理上の効果的な対策や個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）について明記すること。

(4) 事業収支計画及び経費見積積算書

事業収支計画及び、仕様書に定める業務内容ごとに支出する費目等がわかる経費見積積算書を提出すること。

〈企画提案書とともに提出が必要な書類〉

(1) 企画提案者の事業者概要がわかるもの（紹介パンフレット等）

(2) 奈良県入札参加資格審査結果通知書の写し

5 プロポーザルに係る質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和6年3月6日（水）午後5時まで。

(2) 質問方法

別紙「質問票」（様式2）により文書（FAX可）によることとします。

（審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。）

(3) 質問に対する回答

競争上の地位その他正当な権利を妨げる恐れのあるものを除き、「奈良県福祉医療部医療・介護保険局地域包括ケア推進室ホームページ」上に公開します。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期間及び時間

令和6年3月21日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）の午前9時から午後5時までとします。

(2) 提出場所

1 2に定める場所とします。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和6年3月21日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 提出書類

4に定める書類とします。

7 業務契約相手方の特定等

(1) 特定方法

企画提案書の内容をもとに、別記「成年後見制度利用促進事業受託事業者選定に係る審査基準」に従い、県が別途設置する審査委員会の審査を経て、本業務委託契約の相手方を特定する。

(2) 審査方法

本説明書及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、別記「成年後見制度利用促進事業受託事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、審査を行い、評価点方式による順位をもとに、合議により最優秀提案者を決定します。

なお、企画提案者に対して、提案内容の質疑及び補足説明を求めるため、以下によりプレゼンテーションを実施します。

① 日時

令和6年3月27日（水）（後日、提案者に対し時間等詳細を連絡します。）

② 実施方法

Zoom ミーティングによるオンライン形式により実施します。

③ 留意事項

ア 時間は企画提案者1者あたり、15分（企画提案者からの説明10分、質疑応答5分）程度を予定しています。

イ プレゼンテーションに係る通信費やその他の費用は企画提案者の負担とします。

ウ プレゼンテーションへの参加者は、最大3名までとしてください。

なお、本委託業務を担当する予定のスタッフの参加を必ずお願いします。

エ 事前に接続テストを行うことがあります。その場合、企画提案者は接続テストに協力してください。

(3) 評価基準

審査委員会の審査は、以下の評価基準により、下記項目ごとに合計100点満点で評価を実施します。

提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定します。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しません。

なお、提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとします。

ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しません。

① 成年後見制度の利用促進に係る組織及び人員体制等（配点：25点）

ア 仕様書に定める業務内容を確実に実施できる組織体制が確保されているか。

イ 成年後見制度に関する知識を有し、かつ制度活用に係る法的手続き等について十分な

ノウハウを有する人員の配置が確保されているか。

ウ 事業の実施スケジュールは、適切で実現可能なものであるか。

② 成年後見制度の利用促進及び中核機関の設置支援に係る業務実施内容（配点：60点）

ア 成年後見制度の利用促進や高齢者の権利擁護に係る事業や取り組みについての実績（国や地方公共団体等から業務を受託し適正に完遂した実績等）を活かした効果的な提案がされているか。

イ 提案業務の内容は、市町村等への支援と県内各地域における成年後見制度の利用促進に繋がるよう、市町村が抱える課題等を踏まえた効果的な支援策が提案されているか。

ウ 弁護士会等、成年後見制度や高齢者の権利擁護に関わる他の関係機関との連携による、効果的な事業の実施が提案されているか。

エ 市民後見人の活動に対する支援体制の整備に向けた検討会の内容について、市民後見人の活動に対する支援体制の整備に結びつくものであるか。

オ 中核機関の設置に向けた検討会の内容について、中核機関設置に効果的に結びつくものであるか。

カ 中核機関の設置に向けた検討会における従事予定のアドバイザーについて、所属・経歴等が具体的に記載され、適正に選定されているか。

③ 個人情報保護等情報管理体制（配点：5点）

ア 個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）について提案されているか。

イ 個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）について提案されているか。

④ 経費（配点：10点）

ア 評価点数は、次の式により求める。

評価点数 = 10点 × (最も安価な見積額 ÷ 当該提案者が提示する見積額)

※小数点以下切り捨て

(4) 審査結果

企画提案書類を提出された全企画提案者あて、令和6年3月28日（木）までに書面により通知します。

(5) 契約締結

契約締結は速やかに行うこととします。また、契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の百分の十に相当する額以上）が必要となります。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号に該当する場合は、これを免除することがあります。

(6) 特定結果の公表

(4)の通知後すみやかに、少なくとも契約期間中は、次に掲げる事項について、奈良県ホームページへの掲載により公表するものとします。

① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日

② 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない）

8 失格事項

企画提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

(1) 3参加資格に定める要件が備わっていないとき。

(2) 企画提案書等に虚偽又は不正があったとき。

(3) 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その

補正に応じないとき。

- (4) 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。
- (5) 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。
- (6) プレゼンテーションに不参加のとき。
- (7) そのほか不正な行為があったとき。

9 契約の不締結

受託事業者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 受託事業者の役員等（法人にあっては非常勤も含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託事業者の役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 受託事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 受託事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下、「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等にあたって、（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が9の（1）から（8）までのいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書等、提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除し委託者を変更することがあります。

また、契約を解除した場合は損害賠償義務が生じます。

11 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 企画提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 企画提案に要する経費は、企画提案者の負担とします。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとします。ただし、本プロポーザルに係る

審査以外には利用しません。

- (5) 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となります。
- (6) 企画提案書等の受理後の差替え及び追加・削除は原則として認めません。
- (7) その他の定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令及びその他関係法令並びに、奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。

1.2 書類等提出先及び問い合わせ先

住 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

担 当：奈良県 福祉医療部 医療・介護保険局 地域包括ケア推進室 包括ケア推進係

電 話：0742-27-8540

FAX：0742-27-3075